

【追加開示事項】

会社法第 782 条第 1 項及び会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に係る事前開示書類)

2022 年 3 月 16 日

東京都千代田区神田和泉町 2 番地
日本通運株式会社
代表取締役社長 齋藤 充

東京都千代田区神田和泉町 2 番地
NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社
代表取締役社長 齋藤 充

日本通運株式会社及び NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社は、両当事者間で締結した 2022 年 1 月 18 日付吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、2022 年 3 月 18 日を効力発生日として、吸収分割(以下、「本吸収分割」といいます。)を行うことに
関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及
び会社法施行規則第 192 条に定める事前備置書類(追加開示事項を含むものとし、以下、
「本事前備置書類」といいます。)を本店に備え置いておりますが、2022 年 3 月 16 日付で本
件契約の変更に関する合意書を締結したことに伴い、本事前備置書類の内容に変更が生じ
たため、会社法施行規則第 183 条第 7 号及び第 192 条第 8 号の規定に基づき、下記のと
おり追加して備え置きます(なお、下線は変更箇所を示しております。)

なお、下記における用語は、本事前備置書類において定義した各用語と同一の意義を有
するものといたします。

記

1. 本件契約の内容(会社法第 782 条第 1 項及び第 794 条第 1 項)

別紙 1-1 及び別紙 1-2 のとおりです。

以 上

吸収分割契約書

日本通運株式会社（以下「甲」という。）及びNIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、甲の関係会社管理事業及び財務管理事業に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2022 年 1 月 18 日をもって、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、甲が営む関係会社管理事業及び財務管理事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する第 4 条に定める権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社である甲及び吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

商号 日本通運株式会社

住所 東京都千代田区神田和泉町 2 番地

（2）吸収分割承継会社

商号 NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社

住所 東京都千代田区神田和泉町 2 番地

第 3 条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022 年 3 月 18 日とする。但し、必要に応じて甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第 4 条（承継する権利義務）

1. 本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務は、本件事業に属する、別紙 1「承継権利義務明細表」記載の権利義務とする。
2. 乙が甲から承継する債務については、併存的債務引受の方法によるものとする。

第 5 条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、第 4 条第 1 項に定める権利義務の対価を交付

しない。

第 6 条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

乙は、本吸収分割により資本金及び準備金は増加させないものとする。

第 7 条（株主総会の決議）

1. 甲は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第 8 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日までの間に、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態又は著しく困難にする事態により、本契約を変更し、又は本契約を解除する必要性が生じたときは、甲及び乙の協議により、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日が経過する時までに、甲又は乙において、法定の必要な決議が得られない場合又は本吸収分割の実行のために必要となる関係官庁等の承認等が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第 10 条（誠実協議）

当事者らは、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に則り、誠実に協議の上解決するものとする。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書正本を 2 通作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2022 年 1 月 18 日

甲：東京都千代田区神田和泉町 2 番地
日本通運株式会社
代表取締役社長 齋藤 充

乙：東京都千代田区神田和泉町 2 番地
NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社
代表取締役社長 齋藤 充

添付書類

別紙 1 承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。

1. 資産

- ① 以下の国内関係会社について、甲が保有する全株式
 - (ア) NX 商事株式会社、NX キャピタル株式会社、NX 不動産株式会社、NX キャリアロード株式会社、NX ハートフル株式会社、NX 情報システム株式会社、株式会社 NX 総合研究所、NX アグリグロウ株式会社
 - (イ) NX・NP ロジスティクス株式会社、日通 NEC ロジスティクス株式会社、大阪倉庫株式会社、日通リース&ファイナンス株式会社、MeeTruck 株式会社
- ② 以下の海外関係会社について、甲が保有する全株式
 - (ア) Nippon Express Europe GmbH 17,898,000 株
 - (イ) NIPPON EXPRESS (SOUTH ASIA & OCEANIA) PTE. LTD. 489,378,800 株
 - (ウ) NIPPON EXPRESS (H.K.) CO., LTD. 880,000 株
 - (エ) NIPPON EXPRESS (TAIWAN) CO., LTD. 15,000,000 株
 - (オ) Nippon Express Korea Co., Ltd. 200 株
- ③ 甲が保有する、上場投資有価証券の全て
- ④ 甲が保有する、以下の非上場会社出資金

株式会社時事新報社、株式会社世界貿易センタービルディング、株式会社ダイヤモンド社、株式会社東京クレジットサービス、富永物産株式会社、NHK Cosmomedia (Europe) Ltd.、農林中央金庫、株式会社セーフティ、SBI インベストメント株式会社、朝日生命保険相互会社
- ⑤ 本件事業に属する現預金

2. 負債

以下の社債に関する全ての負債及び上記 1 に掲げる資産の承継に係る債務

- ① 第 9 回無担保普通社債
- ② 第 10 回無担保普通社債
- ③ 第 11 回無担保普通社債
- ④ 第 12 回無担保普通社債
- ⑤ 第 13 回無担保普通社債
- ⑥ 第 14 回無担保普通社債

3. 契約その他の権利義務

甲を当事者として締結された、上記1①（イ）に掲げる企業の経営・運営に関する一切の契約上の地位及び当該契約に当該契約に基づく一切の権利義務、並びに上記2に掲げる社債に関する一切の契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務。

4. 承継する雇用契約

乙は、本吸収分割に際して、本件事業に従事する従業員の雇用契約を承継しない。但し、本件事業に主として従事する従業員が、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第4条第1項に基づき甲に異議を申し出た場合は、この限りでない。

吸収分割契約に関する合意書

日本通運株式会社（以下「甲」という。）及びNIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、2022 年 1 月 18 日付「吸収分割契約書」（以下「原契約」という。）の変更に関して、次の通り合意する。

第 1 条（承継権利義務明細表の一部変更）

原契約「承継権利義務明細表」の内容を次の通り一部変更する。

（変更前）

1. 資産

- ① 以下の国内関係会社について、甲が保有する全株式
 - (ア)NX 商事株式会社、NX キャピタル株式会社、NX 不動産株式会社、NX キャリアロード株式会社、NX ハートフル株式会社、NX 情報システム株式会社、株式会社NX 総合研究所、NX アグリグロウ株式会社
 - (イ)NX・NP ロジスティクス株式会社、日通 NEC ロジスティクス株式会社、大阪倉庫株式会社、日通リース&ファイナンス株式会社、MeeTruck 株式会社
- ② 以下の海外関係会社について、甲が保有する全株式
 - (ア)Nippon Express Europe GmbH 17,898,000 株
 - (イ)NIPPON EXPRESS (SOUTH ASIA & OCEANIA) PTE. LTD. 489,378,800 株
 - (ウ)NIPPON EXPRESS (H.K.) CO., LTD. 880,000 株
 - (エ)NIPPON EXPRESS (TAIWAN) CO., LTD. 15,000,000 株
 - (オ)Nippon Express Korea Co., Ltd. 200 株

（変更後）

1. 資産

- ① 以下の国内関係会社について、甲が保有する全株式
 - (ア)NX 商事株式会社、NX キャピタル株式会社、NX 不動産株式会社、NX キャリアロード株式会社、NX ハートフル株式会社、NX 情報システム株式会社、株式会社NX 総合研究所、NX アグリグロウ株式会社、NX キャッシュ・ロジスティクス株式会社
 - (イ)NX・NP ロジスティクス株式会社、日通 NEC ロジスティクス株式会社、大阪倉庫株式会社、日通リース&ファイナンス株式会社、MeeTruck 株式会社

② 以下の海外関係会社について、甲が保有する全株式

(ア)Nippon Express Europe GmbH 17,898,000 株

(イ)NIPPON EXPRESS (SOUTH ASIA & OCEANIA) PTE. LTD. 489,378,800 株

(ウ)NIPPON EXPRESS (TAIWAN) CO., LTD. 15,000,000 株

(エ)Nippon Express Korea Co., Ltd. 200 株

第2条 (その他)

本合意書は原契約と一体をなすものとし、本合意書による変更を除き、原契約は本合意書による変更前の内容で引き続き効力を有する。

(以下余白)

上記の合意を証するため、本合意書正本を 2 通作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2022 年 3 月 16 日

甲：東京都千代田区神田和泉町 2 番地
日本通運株式会社
代表取締役社長 齋藤 充

乙：東京都千代田区神田和泉町 2 番地
NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社
代表取締役社長 齋藤 充